

令和3年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書

令和4年9月

佐賀県



# 令和3年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書

佐賀県知事山口祥義は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 事務マネジメントの整備及び運用に関する事項

知事部局においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「佐賀県事務マネジメントに関する方針」（令和2年3月23日策定。以下「基本方針」という。）を策定し、財務に関する事務に係る事務マネジメント体制の整備及び運用を行っています。

なお、事務マネジメントは、事務マネジメントの各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、事務マネジメントの目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

## 2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、財務に関する事務に係る事務マネジメントの評価を実施しました。

## 3 評価結果

昨年度と同様に、上記の評価手続のとおり評価作業を実施した結果、一部の所属において運用上の重大な不備を把握しましたが、その他の所属については、評価項目に対してそれぞれ適切な対応がなされており、重大な不備が見受けられなかったため、知事部局における事務マネジメントは概ね有効に運用されていると判断しました。

今回の重大な不備をはじめ、随意契約などの不備については、その都度是正措置を講じ、リスク評価シートに反映するとともに、会計事務における制度の趣旨・ミッションを職員それぞれが理解するよう注意喚起の通知を発出したほか、研修の実施、財務規則の改正、随意契約ガイドライン及び契約事務マニュアルの作成を通じて、再発防止に取り組んでいます。

今後とも、透明で信頼される行政運営のため、より一層、事務の適正な執行の確保に努めてまいります。

## 4 不備の是正に関する事項

### (1) 補助金の過大交付について（令和2年度事案）【地域交流部 さが創生推進課】

地域活性化関係の補助事業で、過大に補助金を交付していたことを、監査で指摘されました。補助金交付要綱において、補助対象経費のうち人件費については、補助事業に直接従事する従業員の給与・賃金に対象が限定されているところ、補助事業者は、対象とはならない役員に対する報酬を含めた金額で実績報告を行い、県側もそれを看過して

いました。

また、補助事業者は、消費税の確定申告において仕入税額控除を受けたにも関わらず、県へ報告を行わず、県側も報告の要否の確認を行っていませんでした。

これらはいずれも、補助事業者の要綱への理解不足及び所属のチェック機能が働かなかったことにより発生したものです。

是正措置としては、補助事業への理解を深めるため、新たに補助事業者用のチェックリストを作成・配布し、補助事業者が補助金の精算、実績報告書の作成、提出の際に確認を行うことができる体制を整備するとともに、所属内でもこのチェックリストの活用及び複数人での確認を徹底し、チェック体制を強化しました。

## (2) 工事費の過大支出について（令和元年度、2年度事案）

【県土整備部 杵藤土木事務所】

橋梁下部工事に伴う旧橋撤去工事費の積算を誤り、過大に支出していたことを、監査で指摘されました。工事費の積算において、無筋構造物で積算すべきところを鉄筋構造物で積算したため、積算額が過大となりました。

これは、当初契約積算時には、橋台の詳細図面がなかったため鉄筋構造物と想定していましたが、工事が進み、打合せ簿で取壊し数量の変更が報告された際、発注者及び請負事業者双方とも鉄筋構造物か無筋構造物かの確認を怠ったことにより発生したものです。

過大支出については、請負事業者と返還に向け協議を行っています。是正措置としては、当初積算時、変更積算時に関わらず、構造物の内容確認及び仕様書への記載を徹底するとともに、土木工事施工条件明示項目チェックリスト及び明示事項に項目を追加し、所属内におけるチェック体制を強化しました。

## (3) 不適切な補助金事務について（令和2年度事案）【県土整備部 まちづくり課】

緑化活動関係の補助事業で、適切でない事務手続を行っていたことを、監査で指摘されました。補助金交付において、補助団体の実支出額を補助対象経費とすべきところ、事業計画時の見積額が公共積算基準に照らし妥当であることをもって補助対象経費を認定しており、完了実績確認の事務手続が十分でない状況でした。

これは、補助事業者から報告された見積額は補助金の趣旨・目的から補助対象経費に該当すると判断したことにより発生したもので、監査指摘を受けるまで補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったことが原因です。

是正措置としては、補助団体の事業執行手法の見直しを行うとともに、実績報告の際は、補助団体の支出を確認できる証拠書類を徴し、複数人での確認を徹底し、チェック体制を強化しました。

令和4年9月7日 佐賀県知事 山口 祥義